

## 「低炭素アスファルト技術」

### 応募資料作成要領

#### 1. 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料が必要となる。様式については、公募要領「9 その他」の問い合わせ先にメールまたは電話にて連絡のうえ、入手することができる。応募書類に使用する言語は日本語とする。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えること。

- ①「低炭素アスファルト技術」申請書（様式－1）
- ②「低炭素アスファルト技術」に関する技術確認書（様式－2）
- ③添付資料

※提出資料はA4版とすること。ただし、③添付資料はパンフレット等でA4版では判読できない等の不都合が生じる場合は、この限りではない。また、③添付資料には通し番号を付与すること。

※1つの応募者から複数の技術を応募することはできるが、その場合、技術ごとに応募資料を作成すること。1応募につき1技術とする。

※選定にあたって新たに必要となった資料の提出等を応募者に求めることがある。

#### (1) e-mailにより提出する場合

全ての資料をPDFに変換し、上記①、②、③毎にファイルを作成（ファイル名の頭に①～③を記載）し、送信すること（①、②についてはwordファイルも送信すること）。なお、添付するファイルサイズの上限は10MBとし、上限を超える場合は事前に相談すること。

## 2. 技術確認書の作成・提出

提出する技術確認書には、下記(1)～(5)のリクワイヤメントについて、応募技術を客観的に評価する方法、証明する方法等を記載した書類を添付すること。

- (1) 【CO<sub>2</sub>排出量】改質Ⅱ型アスファルト混合物に比べCO<sub>2</sub>排出量が5%以上削減可能であること。
  - ・ CO<sub>2</sub>排出量については、提案する材料が比較対象とする改質Ⅱ型アスファルト混合物に比べ工事1回毎のCO<sub>2</sub>削減率が5%以上の技術のエビデンスを示す。なお、CO<sub>2</sub>排出量の算出は「舗装の環境負荷低減に関する算定ガイドブック H26年1月 (公社)日本道路協会」に準拠するものとする。(CO<sub>2</sub>原単位および資機材の運搬距離や時速などのCO<sub>2</sub>排出量算定上の設定条件はガイドブック参照)
  - ・ CO<sub>2</sub>の削減率の算出は「素材<sup>※1</sup>」「製造<sup>※2</sup>」「運搬」「施工」の項目毎に整理する。
    - ※1：素材輸送(産地～アスファルト混合所間)などのCO<sub>2</sub>排出量も含める。
    - ※2：アスファルト混合所で使用する光熱費など、製造に間接的なCO<sub>2</sub>排出量も含める。
- (2) 【耐久性】改質Ⅱ型アスファルト混合物の耐久性を有し、修繕サイクルが1.0倍以上であること
  - ・ 耐久性については、比較対象とする改質Ⅱ型アスファルト混合物と応募技術の修繕サイクルと、耐久性を証明できるエビデンスを示す。
  - ・ 耐久性についてのエビデンスは、応募技術の経年劣化等の材料特性に応じた耐久性に関する室内試験結果等に加えて現道の実績(測定データ)も可とする。
  - ・ 提案する技術の適用条件(大型車交通量等)を示す。
- (3) 【LCC算出】LCCの観点から改質Ⅱ型アスファルト混合物との比較が可能な技術であること。
  - ・ LCCについては、比較対象とする改質Ⅱ型アスファルト混合物と応募技術の両者に対して、同一の舗装構成および条件のもとで試算するものとする。
- (4) 【再生利用】再生利用可能な技術であること。
  - ・ 提案する技術が、将来再生利用できるエビデンス(室内試験結果等でも可)を示す。
  - ・ また、提案する技術に他分野等より再生利用された材料が使用されている場合、その再生利用されたエビデンスを示す。

- (5) 【施工時間】改質Ⅱ型アスファルト混合物に比べ施工性や工事交通規制の開放時間などが同程度であること。
- ・ 施工時間については、改質Ⅱ型アスファルト混合物の種類と応募技術の両者に対して、日当りの施工量を踏まえた施工タイムスケジュール等の根拠資料を添付する。
  - ・ 施工時間の条件は、単路部で4車線のうち1車線全幅を施工するものとし、交通規制を含めた8時間とする。
- (6) その他、以下についても技術確認書に記載すること
- ・ 「素材」「製造」のCO2削減率と応募技術単価
    - ①応募技術でリクワイヤメント1)に示したCO2削減率（提案値）の単価
    - ②応募技術を用いたCO2削減率5%とした場合の単価
    - ③上記①②それぞれに対して改質Ⅱ型アスファルト混合物と比べた単価差
  - ・ 応募技術の供給対象地域、材料調達・製造・施工までのプロセス、需要に応じた供給見通しを示すこと。
  - ・ 応募技術の人体や環境への安全性を示すこと。

### 3. 各資料の作成要領

#### (1) 「低炭素アスファルト技術」申請書（様式-1）

- 1) 応募者は、公募要領「3 応募資格等」を満足するものとする。
- 2) 技術名称は30字以内でその技術の内容および特色が容易に理解できるものとする。
- 3) 「2. 連絡先および担当者名」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名を記入すること。応募者が複数の場合は、応募者毎に窓口担当者1名を列記するものとするが、応募者の代表を最初に記載するものとする。なお、応募者が複数の場合は、代表の窓口に送付する。
- 4) 「3. 共同研究開発者」は、共同研究開発を行った応募者以外の個人や民間企業、行政機関等について記入すること。なお、共同研究開発者がいない場合は、“なし”と記入すること。
- 5) 申請書のあて先は、「一般財団法人 国土技術研究センター 道路政策グループ 「低炭素アスファルト技術公募担当宛」とすること。

(2) 「低炭素アスファルト技術」に関する技術確認書（様式－２）

- 1) 技術名称は、様式－１に記入したものと同一のものを記入すること。
- 2) 様式－２には、応募技術が、公募技術、リクワイヤメントを満足していることが分かる根拠をリクワイヤメントごとに記述すること。その他、特筆すべき技術的特徴がある場合には自由記述欄に記入すること。
- 3) 応募技術は、現場実証を実施する場合があるため、適合する条件（施工地域、交通量条件、施工延長、検証項目等）を記入すること。ただし、最終的な現場実証の実施の要否、可否については応募者と事務局等で協議の上、決定する。

(3) 添付資料

応募する技術について、その技術を客観的に評価する方法、証明する方法等が示された書類（現道での試験施工結果等）を必ず添付すること。

リクワイヤメントに加え、新技術の成立性、現場適応性を裏付ける資料を添付することができる。

応募する技術に関する書類として、すでに発表済みの論文、報文等を添付することができる。

その他、応募技術の説明にあたって参考となる資料があれば、添付すること。

以上